専門職に聞いてみた！

保健所業務のご紹介！
～食品衛生監視員編～

食品衛生監視員ってどんな仕事をしているの？

食品衛生監視員は食品衛生法などの法令に基づき、食の安全を確保するために次のような仕事を行っています。

主な業務内容

① 営業許可・届出に関する業務

飲食店や食品製造施設などが許可の基準を満たしているか審査します。



② 営業施設に対する監視と指導

飲食店、食品工場、販売店などへ立入り検査を実施し、施設の衛生管理状況や食品の衛生的な取り扱い等について監視や指導を行っています。



③ 食中毒の調査

食中毒が疑われる事例が発生した場合には、関係者や医師の協力を得て調査を行います。また、食中毒を起こした施設の営業を停止するといった処分を行うなど、被害拡大防止と再発防止に向けた措置を講じます。



④ 食品衛生に関する苦情・相談への対応や普及啓発など

都民から寄せられる様々な食品に関する苦情や相談に対し、衛生上の視点から調査等を行います。また、食品関係営業者に対し、講習会などを通じて、食品衛生に関する最新の情報を提供しています。



食中毒予防3原則



多摩立川保健所　普及啓発キャラクター

【この記事に関する問合せ先】生活環境安全課 食品衛生担当

2026 年 11 月発行　登録番号 (8)5
編集・発行　東京都多摩立川保健所　市町村連携課　企画調整担当
東京都立川市柴崎町 2-21-19　☎042-524-5171(代表)
印　　刷　株式会社モモデザイン
東京都杉並区今川 3-20-10

東京都

VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。